

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき6項目10点について質問します。

1 まず、農業問題について2点質問します。

(1) 米の生産費を補償する価格下支え制度について質問します。

生産者米価は、前年より上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成27、28年産米は、「飼料米」作付け増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ、経営を維持する見通しがたたない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者個別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と「直接支払い交付金」（10a当たり15000円）により、稲作農家の経営の下支えをする役割を果たしてきました。

しかし平成26年産米から10a当たり、7500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。

しかも平成30年産米からは直接支払い交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では、数百万円も減収するなど、稲作農家の経営困難に拍車がかかることは避けられません。

平成30年からの政府による生産調整の廃止も米価の不安定要因になりかねません。

国民の食糧と地域経済、環境と国土を守る観点からも、農家経営を下支える政策の確立は急務となっています。

そこで質問しますが、生産費をおぎなう米価下支え制度の確立を政府に求めていくべきです。見解を求めます。

(2) 次に種子法廃止にともなう対策について質問します。

先の通常国会では、主要農産物種子法（種子法）廃止法が成立し、来年3月末に廃止されることに農業などの現場で不安や危ぐの声が広がっています。

種子法は、国・都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界の誇るべきものです。同法のもとで、稲・麦・大豆の原種、原源種の生産、優良品種（奨

励品種)指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農産物種子法が廃止されることにより、これまで種子法に基づいた都道府県の取り組みを後退させることがあってはなりません。

合わせて、種子法廃止で、地域の共有財産である「種子」が民間に委ねられた場合、改良された新品種には特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ、種子が使えなくなることも懸念されます。

種子は農業や食料生産の基盤であり、国民の共有財産です。種子を守るために国に責任を果たさせていくことが必要です。大分市農業の発展にとっても重要な課題であります。

そこで質問しますが、種子法廃止によって、都道府県のとりにくみが後退しないよう対策の強化を政府に求めていくべきです。見解を求めます。

2 福祉保健行政についてです。この間寄せられた相談の中から2点質問します。

(1) まず、障害者の就労支援について質問します。

今年の4月以降、30代、40代、50代の女性より、働いている就労継続支援A型事業所が休止・廃止に伴い仕事ができなくなったとの相談を受けました。

30代の方は、他のA型事業所を探していましたが断念し、同事業所のB型で就労を継続しています。働いて自立したいと願う障害者の方々の希望を奪うことがあってはならないと考えます。

そこで質問します。就労継続支援A型事業所利用者への支援についての見解を求めます。

(2) 次に生活保護については、過誤支給処分について質問します。

障害者グループホームに入居し、隣接の就労継続支援B型事業所で就労している女性(生活保護受給中)の方から、生活福祉課より、「あなたには、50数万円、生活保護費を多く支給している。返還する旨の連絡・通知があり、驚いて就労先の施設長と相談に訪れました。

障害者グループホーム入居者で、生活保護受給者の方には、家賃費補助として、月1万円の支給がされていることを、福祉事務所は把握しておらず、約5年前の分より返還を求めているものです。生活保護世帯にとつては、福祉事務

所が支給した最低生活費より返還を求めることになれば、文化的な最低限度の生活を保障した、生活保護法に抵触することになるのではないかと懸念しています。

そこで質問しますが、過誤支給処分についての見解を求めます。

3、次に貸付制度については、支給対象項目の拡大について質問します。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度は、世帯の経済的自立と生活意欲の助長にとつて大きな役割を果たしています。ひとり親世帯の場合は、同制度の活用により、子どもが高校・大学・専門学校等に進学し、自立していく上で欠かせないものとなっており、子どもたちの将来の夢や希望かなえる支えにもなっています。

先般、80代女性が控室訪れ、長男の嫁を6年前に亡くし、今は父子世帯となり、夜間高校に通いながらがんばっている19歳の孫の将来のために、デザインを学ぶ専門学校へ進学させてあげたい、そのために貸付制度を利用したいとの相談を受けました。

お孫さんはすでに学校から、希望する専門学校への推薦状の交付を受けていました。しかしながら希望する専門学校は、同制度で規定された学校法人ではなく、企業法人となっているため貸付対象とはなっていませんでした。このことを知ったおばあちゃんの落胆ぶりは、目も当てられませんでした。

そこで質問しますが、修学資金・修学支度資金の対象について、企業法人の専門学校まで対象とするよう働きかけていただきたいと考えます。見解を求めます。

4 次に防災対策について質問します。新日鐵住金大分製鐵所の火災についてです。

新日鐵住金大分製鐵所では、11月5日にも厚板工場内にある電気室で、煙がくすぶっていると119番通報がありました。同製鐵所では、今年1月5日未明に発生した厚板工場の「35時間後に鎮火」した火災から、今年に入り火災やトラブルが相次ぎ、今回で14件目となります。

これまで、党議員団は、新日鐵住金大分製鐵所、大分市に対して、火災事故の原因を究明し、その結果と今後の再発防止策について、すみやかに市民に公表すること。などを申し入れしてきました。

また8月23日には総務省・消防庁より、新日鐵住金大分製鐵所に立ち入り調査し、指導・助言したことなどについてレクチャーを受けてきました。

新日鐵住金大分製鐵所は、住宅地に隣接しているため、一旦大火災・事故と

なれば、周辺住民に重大な影響を及ぼします。相次ぐ火災事故等の発生に、隣接地住民のさらなる不安と動揺が広がっています。

そこで質問しますが、同製鉄所の相次ぐ火災等の原因究明と再発防止について、本市としては、これまでどのような取り組みをしてきたのでしょうか。見解を求めます。

5 次に都市計画行政について質問します。大分パルコ跡地の土地取得についてです。

大分パルコ跡地の土地取得については、11月10日の全員協議会が開かれ、大分パルコ跡地取得に伴うこれまでの経過と今後の手続きについて、10月20日に本市に「優先交渉権付与に対する通知」を受領したなどの説明がありました。また11月20日に、土地売買契約の締結をしたとの報告をうけました。

そして今議会には、大分パルコ跡地の土地を取得し、当面平成31年秋に開催予定のラグビワールドカップ2019に向けて、当面、同土地を「祝祭広場」として整備をすすめていくための予算計上がされています。

(1) まず契約について質問します。

さて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条では、法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る)又は不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは売り払いとする。と規定されています。

今回の大分パルコ跡地の土地取得面積は、5,000平方メートル以下ではありませんが、ここで規定されている予定価格の116倍に当たります。私としては当然、議会の議決が必要ではないかと考えます。

そこで質問しますが、今回の大分パルコ跡地の土地取得についての契約は、議会の議決に付すべきであると考えますが、見解を求めます。

(2) 次に予算について、質問します。

今回の土地の取得は財政調整基金積立金を処分して充当する予算計上となっています。

一般的には、財政調整基金積立金の処分は、経済事情の著しい変動等により財政が著しく不足する場合や災害により生じた経費の財源などの不足額をうめるためなどの緊急を要する場合に処分すべきものと認識しています。

(4)

しかし、今回の土地取得においては、同土地取得の本来目的や計画はただかではありませんし、緊急性も認められません。臨時的・一時的なワールドカップの「祝祭広場」としての取得となっています。財政調整基金積立金を処分する妥当性に疑問があります。

そこで質問しますが、大分パルコ跡地の土地取得のために、財政調整基金積立金を処分することについての、妥当性について見解を求めます。

6、最後に労働行政について、本市で働く非正規職員の雇用について、2点質問します。

(1)まず、非正規職員の処遇について質問します。

本市ではこれまで、行政改革の柱として、正規職員の削減が行われ、再任用職員、嘱託職員、臨時・パート職員に置き換えられてきました。

さて、嘱託職員の勤務は、月17日間、1日7時15分となっています。臨時職員は正規職員と同等の勤務時間となっています。いずれも職員の補助業務となっています。

まず、交通費の支給について質問します。正規職員には、扶養手当、住宅手当、交通費の支給などが制度として確立していますが、嘱託・臨時職員などには交通費の支給はありません。臨時職員に応募した方からは、「公共交通機関が利用ができないので、働くとなれば、職場近くに駐車場を借りなければならない、月6千円から8千円の駐車場料金が必要となり、交通費の支給もないので、諦めた」。またある方は、「交通費支給がないので、本当は車やバスで通勤したいが、自宅から7キロある市役所まで、自転車通勤をしている」などの訴えがありました。

そこで質問ですが、嘱託、臨時・パート職員への交通費の支給について検討すべきではないですか、見解を求めます。

(2)次に、非正規職員の職務範囲について、質問します。

嘱託職員及び臨時職員の主な業務内容は、窓口業務、庶務事務等正規職員の事務補助であると思われます。つまり、業務の内容や業務に伴う責任の程度は、正規職員と異なり、許認可に関する権限はないと考えます。

しかし、ある臨時職員の方から、「許認可権限を有する業務などは、正規職員の仕事であり、嘱託・臨時職員の業務外の仕事ではないのか」との訴えがありました。

そこで質問しますが、嘱託、臨時職員の業務内容の範囲について、見解を求めます。